

第 68 回岩手県国土利用計画審議会会議録

日時 令和 5 年 2 月 2 日 (木)
午前 10 時 00 分～11 時 50 分
場所 岩手県民会館 第 2 会議室

出席委員

遠 藤 美江子	委員	J A 岩手県女性組織協議会会長
高 野 寛 子	委員	自営業(農業)、青年農業士
佐 藤 美加子	委員	奥州地方森林組合総務課長
中 崎 和 久	委員	県森林・林業会議常任理事長
山 本 ゆかり	委員	北上市立黒沢尻幼稚園長
佐 藤 信 逸	委員	県町村会副会長 (山田町長)
及 川 一 輝	委員	都市計画コンサルタント・邑計画事務所取締役
吉 田 美 弥	委員	不動産鑑定士
宇佐美 誠 史	委員	岩手県立大学総合政策学部准教授
倉 島 栄 一	委員	岩手大学名誉教授
福 留 邦 洋	委員	岩手大学地域防災研究センター教授
木 幡 英 雄	委員	岩手県環境アドバイザー
佐 藤 晋	委員	株式会社岩手日報社 執行役員総合メディア局長

(分野順・五十音順)

1 開 会

会議の成立

[事務局] (環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長)

降雪の関係により、到着が遅れている委員様もいらっしゃいますが、定刻となりましたので、ただ今から、第 68 回岩手県国土利用計画審議会を開催いたします。本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めます、環境生活部環境保全課の阿部です。よろしく願いいたします。まず、委員の皆様の出席状況についてですが、現時点で委員 17 名中、9 名の皆様の御出席をいただいておりますこと、岩手県国土利用計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定による定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

資料確認、オンライン出席委員への事務連絡及び委員紹介

[事務局] (環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長)

次に、会議資料の確認をさせていただきます。

資料は、事前に委員の皆様へ送付のうえ、本日お持ちいただくようお願いしておりましたが、お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。

リモートで御出席の委員の皆様も、お手元に資料を御準備願います。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。次第、委員名簿、事務局名簿、国土利用計画審議会に関する概要説明資料として資料 1-1、A3 サイズの資料 1-2 及び 1-3、岩手県土地利用基本計

画(計画図)の変更について、資料2総括表と資料3変更計画図、その他参考資料といたしまして、岩手県国土利用計画審議会条例、岩手県国土利用計画審議会運営規定でございます。また、各委員の机上に差替えが生じた資料、該当部分の名簿及び資料3について配布しております。不足等ございましたら、事務局へお声掛けください。

また、本日の会議はオンライン併用形式で開催させていただきます。

ウェブ会議の運営方法につきましては、円滑な進行のため、発言されるときを除いて、音声の設定はミュートをお願いいたします。御発言の希望がございましたら、「手を挙げる」ボタンにてお知らせください。そのほか、何かありましたら事務局までお知らせください。

次に、今回の委員改選により新たに御就任いただきました委員の皆様をお手元の名簿順に御紹介させていただきます。本日はウェブ参加の方もいらっしゃるもので、恐縮ですが、お名前の御紹介のみとさせていただきます。

リモートで御出席の、

- ・農業分野の高野寛子(たかのひろこ)委員でいらっしゃいます。

リモートで御出席の、

- ・林業分野の佐藤美加子(さとうみかこ)委員でいらっしゃいます。

本日は御欠席ですが、

- ・商工業分野の内沢由美子(うちさわゆみこ)委員でいらっしゃいます。

リモートで御出席の、

- ・文教分野の山本ゆかり(やまもとゆかり)委員でいらっしゃいます。

リモートで御出席の、

- ・都市分野の及川一輝(おいかわかずき)委員でいらっしゃいます。

また、一般言論分野では前任の藤原委員の退任に伴い、新たに昨年6月に就任された、

- ・佐藤晋(さとうしん)委員でいらっしゃいます。

2 挨拶

【事務局】(環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長)

それでは、次第に従って進めさせていただきます。

議事に入ります前に、環境生活部技監の佐々木から、御挨拶を申し上げます。

【事務局】(佐々木技監)

環境生活部の佐々木でございます。本日は、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。本審議会は、国土利用計画法に基づき、県土の利用に関する基本的な事項や土地利用に関する重要事項を審議していただくことを目的として、17名の方々に委員をお願いしているものです。本日の審議会では、「岩手県土地利用基本計画図の変更」について御審議をお願いすることとしており、土地利用基本計画に基づく農業地域、森林地域の変更が11件生じていますので、御意見を賜りたいと考えております。また、本年は、平成28年に策定した第5次県国土利用計画が7年目を経過し、計画最終年の令和7年まであと3年となる年に当たります。本日は、委員改選後、初めての審議会となりますので、最初に、報告事項として、県国土利用計画の概要と今後の計画改定のスケジュールを御説明します。さらに、人口減少問題に加えて、カーボンニュートラルの取組の加速化により再生可能エネルギーの導入拡大が今後見込まれます。県の次期国土利用計画にも影響することか

ら、トピックスとして情報提供させていただきます。報告事項についても、御意見を賜り、本県の適正な土地利用の推進に活かしてまいりたいと考えています。限られた時間ではありますが、委員の皆様には、御専門の立場から、また、幅広い見地から期待のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

3 議 事

【事務局】（環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長）

次に次第の3、議事に入ります。

議事(1)の会長の選任についてです。今回、委員改選後、初めての審議会となりますので、会長を選任いただく必要があります。選任方法については、審議会条例第4条第1項の規定により、委員の互選により定めることとなっておりますので、いかがいたしましょうか。

【宇佐美委員】

事務局一任でお願いします。

【事務局】（環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長）

ただいま、事務局一任の御発言がありましたので、事務局から御提案させていただきます。会長は、倉島委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

[異議なしの声]

【事務局】（環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長）

御賛同をいただきましたので、倉島委員に会長をお願いしたいと存じます。それでは、審議会条例第4条第2項の規定により、議長は会長が務めることとされておりますので、倉島委員には、早速ですが、以後の進行をお願いいたします。なお、本日、倉島会長はリモートでの御参加となりますので、質疑応答時における会場内の状況については、事務局からお知らせいたします。それでは、よろしくお願いいたします。

【倉島会長】

倉島と申します。よろしくお願いいたします。本会議の委員になってから随分時間がたちますが、私の記憶では当審議会の開催曜日について、火曜日と木曜日に開催されることが多く、当時別の定例会議と重複していたため、なかなか参加することが出来ませんでした。その中で、当審議会の進行を務めることになるとは思っておりませんでした。不勉強の部分もございますが、意見がなければ、整理しながら進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは議事に入ります。

会議の公開について

【倉島会長】

はじめに、会議の公開について確認をさせていただきます。県の「審議会等の会議の公開に関する指針」において、会議は原則公開とし、公開・非公開の決定は、審議会の長が会議に諮ったうえで、

決めることとされています。非公開とする理由は特にないものと思われることから、会議録を含め、本日の会議は公開とすることによりよろしいでしょうか。

[異議なしの声]

ありがとうございます。では、公開とすることにより進めたいと思います。

会長職務代理者及び会議録署名委員の指名

[倉島会長]

それでは議事を進めます。議事(2)の会長職務代理者の指名でございますが、岩手県国土利用計画審議会条例第4条第3項の規定により、会長が指名することとされておりますので、私から指名させていただきます。会長職務代理者は、前期に引続き、福留委員をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の会議録署名委員につきましては、岩手県国土利用計画審議会運営規程第5条第2項の規定に基づき、私から指名させていただきます。会議録署名委員は、及川委員と木幡委員のお二人をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(1) 岩手県国土利用計画審議会の概要について

[倉島会長]

それでは、議事の(3)に移ります。ただいま、事務局から配付されましたが、知事から、「岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更」について諮問されておりますので、まずは、審議の前提となる「岩手県土地利用基本計画」の概要について、事務局から説明をお願いします。

[事務局]（環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長）

〔リモート委員向けに諮問書の写しを読み上げ。その後、資料1-1により、岩手県国土利用計画審議会の所掌事務等を説明〕

[倉島会長]

ただいまの説明に御質問等はありませんか。会場での挙手状況については、事務局の方で御指名をお願いします。いかがでしょうか。

では、私の方から。基本的なことになるかもしれませんが、質問させていただきます。先ほど、説明のあったスライドの10ページですが、県民の暮らしを支える県土利用など複数の項目がありますが、内容を見ますと県土整備部や農林水産部との関係が密となる方針となりますが、この辺りの県内の情報共有等はどのような形で実施されているのでしょうか。

[事務局]（環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長）

事務局の阿部でございます。ご指摘の通り本計画は、土地利用の観点から、様々な行政分野を横串で刺すような、幅広い中身になっており、各部局所管分野との連携が非常に重要になって参ります。そのため、具体的に県の中では5地域を所管する担当課との連絡調整会議を設置いたしまして、必要に応じて、計画変更に係る調整を初め、計画策定段階においては、1年以上かけまして、議論をし、

各分野の施策を積み上げていくような形で、計画の策定を進めているところでございます。次期計画につきましても先ほど御説明したような人口減少の進展や再エネとの両立など新たな課題もございますので、そういった観点での取り組みは引き続き進めたいと考えております。以上になります。

[倉島会長]

ありがとうございました。他に御質問等ありましたら、いかがでしょうか。次に進めてもよろしいでしょうか。

(2) 岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更について（農業案件について）

[倉島会長]

では、続いて議事3(4)知事から諮問されている岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更について、事務局から説明をお願いします。

[事務局]（環境保全課 佐々田主任）

〔資料2及び3により、農業案件4件について説明〕

[倉島会長]

ありがとうございました。それでは、農業案件のみ4件について、ここで審議したいと思います。御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。では、私から質問させていただきます。

個別規制法の調整状況のところですが、実際に調整を行うのは、県庁内の規制法所管部署が実施するとの理解でよろしいでしょうか。

[事務局]（環境保全課 佐々田主任）

事務局の佐々田でございます。個別規正法の調整に関しては、規制法所管部署が事前調整を行ったうえで、当審議会で審議後に、所管部署が地域の変更等の作業を実施いたします。今回、農業案件となりますと県庁農業振興課の方で調整を行う形となります。

[倉島会長]

はい。分かりました。所有者の合意形成がとられていると受けとめました。その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、農業案件については原案通りといたします。

(3) 岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更について（森林案件について）

[倉島会長]

引き続き、事務局より森林案件の説明をお願いいたします。

[事務局]（環境保全課 佐々田主任）

〔資料2及び3により、森林案件7件について説明〕

[倉島会長]

はい。ありがとうございました。それでは森林案件7件につきまして、御質問ございましたらお願いいたします。

[佐藤信逸委員]

基礎的な質問になりますが、スライド写真の中で、敷地内の写真と敷地に入れず敷地外から撮った写真と案件ごとによって分かれています。これは何故ですか。

[事務局]（環境保全課 佐々田主任）

敷地内に入れなかった理由とのことでしょうか。

[佐藤信逸委員]

説明の中で敷地内に入れなくて、敷地外から写真を撮影したと報告していたが、なぜ敷地内に入らず写真を撮らなかったのか。

[事務局]（環境保全課 佐々田主任）

事前の日程調整が不足しており、写真が撮影できなかったものでございます。申し訳ありません。

[佐藤信逸委員]

事前に調整を行えば、事業所敷地内の写真も撮れたのではないのでしょうか。そこは、公平性を持って対応し、審議すべきだと思います。次回以降、対応をお願いします。

[事務局]（環境保全課 佐々田主任）

申し訳ありませんでした。また、御指摘いただきありがとうございます。次回、審議会時はこのような形にならないよう対処いたします。

[佐藤信逸委員]

別の質問になりますが、奥州市の案件No.7の黒塗りの部分は何ですか。

[事務局]（環境保全課 佐々田主任）

黒塗りの部分は森林を残す箇所となります。

[佐藤信逸委員]

分かりました。次の質問ですが、様々な地域の説明があり、先ほど開発許可いただき開発が完了しているとのことで、スライドから説明がありましたが当審議会では何を審議するのか。開発行為が完了しているのに、審議する事項がないのではないかと。

[事務局]（環境保全課 佐々田主任）

森林案件につきましては、先ほどのスライドでも御説明したとおり手続きの流れ上、林地開発許可が先行して行われておりますので、当審議会では事後報告との形にはなってしまいますが、個別規制

法、森林に関しては林地開発許可を行う際には森林法を所管する部署でしっかりと開発許可に対しては森林審議会で審議を行っております。委員御指摘の当審議会での審議との観点から申しますと、国土審の方では、事後報告との形になってしまうところでございます。

[佐藤信逸委員]

最初に委員長さんがおっしゃったように、横串が通ってないと感じる。各個別法で整合性をとって、口裏をあわせるかのように、既に開発されていますと。それを、当審議会で議案としてあげてくるのはいかなるもののでしょうか。部署間との連携、横串が通ってないと言わざるを得ない。

[事務局]（環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長）

御意見ありがとうございます。補足させていただきます。先ほど、若干、御説明いたしました、基本的には各個別法の計画変更の前に、この土地利用区域の変更を行うということが大原則となっております。各個別規制法では、この基本計画変更を行った後で、個別法に基づく変更を行って、開発行為を行う流れとなっております。ただし、森林地域の場合は、ただ今御説明した通り、開発行為について開発許可基準に基づいて個別の審査会で審議許可し、工事執行が図られた後に地域の変更を行う。現在、このような運用になっております。

森林地域のみ他の地域と違う理由については幾つかありますが、先に森林地域を除外してしまいますと、その時点で森林法適用除外となってしまいますので、転売・乱開発といったことが進む危険がありそれを防止することも一つの目的としてございます。また、森林法の規定中に、森林の現況に変動があった場合には、計画を変更できると規定されておまして、全国的にも森林地域の場合は御説明した運用がなされているというところでございます。委員、御指摘の通り事後報告といいますが、横串がされてないとの御指摘に関してはその通りでございます。そのため、森林地域の取り扱いについては各県の審議会でも、取り扱いが他の区域と異なるとの御指摘も多く寄せられていると聞いております。一方で、森林地域の変更、地域区分自体の変更はこの基本計画の変更後に行われますので、最低限、土地利用計画としての上位性についてはある程度確保されているものと考えております。では、何を審議するのかとのお話になると思いますが、森林地域の縮小自体は、森林審議会の方で許可審議されておりますので、その是非の審議ではなく、開発後の土地利用のあり方や周辺環境との配慮の必要性について審議いただければと考えております。例えば、先ほどお話がありましたが、該当地が適切に対応されていて、開発計画通りに土地利用が実施されているかについての確認につきましては、実は森林法の許可の中では行われぬものです。その辺りについても当審議会を通じて国土利用計画の中で確認していく必要もありますので、モニタリングといいますが、御意見をいただく場として、お願いしているものでございます。説明が長くなりましたが、このようにやむを得ない事情がございまして、御説明した形で整理しているところでございます。

[倉島会長]

ただ今の説明で確認となりますが、森林については別の手続きがあり、事後の報告となる形態となっているとの理解でよろしいでしょうか。

[事務局]（環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長）

その通りでございます。

[倉島会長]

当審議会で審議できる事項を明確に線引きすることが重要ではないでしょうか。最初に説明がありましたけども、もう少し明確化する或いは問題を抽出するなど、委員から御指摘されたことは重大な問題提起だと思います。問題提起があった場合、どこかに繋げて審議するといった、会議のシステムといますか、その辺りについて、今すぐには難しいと思いますが、必要なことだと思いますので、引き続き検討いただければと思います。根本的に森林案件に対する異議や発言としては受けとめておりませんが、よろしく願いいたします。

[事務局]（環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長）

はい。御意見ありがとうございます。先ほど申し上げた通り、取り扱いが少し異なるということで、この本審議会での取り扱い方が、他区域と異なるところがあり、その対応として審議会としての議論の活性化を図るための工夫が、重要だとの御指摘と受けとめましたので、他県の状況なども踏まえまして、次回以降、森林地域の審議のあり方について検討させていただきたいと思います。御意見ありがとうございました。

[倉島会長]

ただ今、御発言をいただいた委員の御名前を伺ってもよろしいでしょうか。

[佐藤信逸委員]

山田町長の佐藤でございます。

[倉島会長]

ただ今の事務局からの回答でよろしいでしょうか。

[佐藤信逸委員]

結構でございます。一つよろしく願いいたします。

[倉島会長]

他にいかがでしょうか。

[事務局]

吉田委員から意見がございます。

[倉島会長]

では、お願いいたします。

[吉田委員]

この審議会に複数回、参加させていただいておりますが、再生可能エネルギーの関係の開発は随分件数が減ったと感じております。発電エネルギーの売電価格が下がってきていることと、先日、岩手日報でも拝見しましたが、蘆川地区での風力発電建設といった案件に関して、県の方でも、環境影響

評価の観点から環境保護等考えて、厳密に審査している結果なのかなと感じております。この、再生可能エネルギーに関しては、20年後30年後に大量の産業廃棄物が出てくるという問題が、すでに指摘されております。私もこのような審議会に出席をしている立場として、本問題について土地利用や再生可能エネルギーについて勉強はしてきたところに、先日私事ですが、事務所に取引先の営業マンが来まして、青森の農地に設置している太陽光パネルをセットで購入しませんかとの話がありました。うちの事務所は4人で運営している小さな事業所ですが、そこに太陽光発電事業者になりませんかとの話でした。私もこのような審議会の委員に就任しておりますので、無責任なことはしたくない思いもあるので、最終的に太陽光パネルはどのような形で廃棄されるのか、廃棄費用に幾らぐらいかかるのかと、お聞きしたところ、その点については、答えを得られませんでした。結局、その辺りは、これから国なり自治体が考えてくれると思いますと回答をいただき、事業者は恐らく、誰もがパネル廃棄については考えてないのではと直感的に感じました。

以前、環境大臣に就任されていた衆議院議員の方も話ししておりましたが、再生可能エネルギーの未来はもう絶望しかないと述べておられました。一つには、まず太陽光パネルに関しては、世界的シェアの80数%が中国製で外国製が占めております。風力に関しても今ヨーロッパが強く、とても国産のエネルギーとは言い切れないところがあります。日本の産業には、さほど貢献していません。次に問題なのは、最近の余りに高過ぎる電気料金には皆様、多分頭を悩まされていると思いますが、この電気料金の10数%は賦課金、再生可能エネルギーの賦課金として徴収されており、売電事業者を支払われていますが、事業者も現在、外資の参入が結構無制限に行われていて、言ってみれば日本の富が外国に流れています。有名なところでは、外務大臣のお膝元の山口県でゴルフ場の跡地をメガソーラーにするとの話が出て、その事業権がどんどん転売されて気が付いたら、隣国の上海電力に売られており、地元は騒然としていますとお話しもお聞きしています。結局、外資に買われてしまうと、最後に売電施設が耐用年数を迎えたときに、きちんと廃棄をしてくれるのか。悪い言い方をすると、計画倒産してそのまま放置される心配もありますし、この余りにも高すぎる電力料金で、日本の産業力も今非常に、ダメージを受けておりますし、我々のこの節電節約も、次元を超えた高騰の仕方であり、さらにその廃棄コストが最終的に国民に回ってくる。そんな次世代に大きなツケを回すような、再生可能エネルギーについては、少し立ちどまって考え直したほうがよいのではないのでしょうかと、個人的には感じております。

私も最近、国内のシェアの25%を占める製材会社の社長さんのお話をお聞きしたところですが、その方がおっしゃるには、今回のコロナ禍でウッドショックとあって、世界的に木材価格が高騰したときも、日本で多少輸出をしたけれど、サプライチェーンが整ってないということで、結局その波にのることが出来なかったとお話しされておりました。その社長さんがおっしゃるには日本の木材資源はまだ未来があると。日本全国の大きな森林を、自分の製材会社が所有して、製材会社の中で、バイオマス発電等を利用しながら、循環させて、少しでもいい未来をこれからの世代に残したいとの思いがあると話しされておりました。誰も管理する人がいなくなった、農地や林地に対して、太陽光パネル等を置けば、一時的に固定資産税やわずかばかりの法人税も入るかもしれませんが、そういった形の未来はなかなか夢も持てませんし、次世代には、別の形でより良い岩手を、そして日本の国土をしっかりとした形で残したいと個人的に思っております。このような審議会の場も、ただの事後承認の場ではなく、少しでも委員の皆様と情報共有して、国土について少しでも良い土地利用に向かえるよう、一緒に考えていく場になれば良いなと個人的には考えております。話が長くなりましたが、お話しした太陽光パネル等の廃棄物処理に関して、県の方ではどのように将来的に対応していくのか、お

考えと計画についてお聞かせいただきたい。

[倉島会長]

すみません、横から御意見を述べさせていただきます。前回の審議会でも、太陽光パネルの処分について、結構話題になったところです。最初に国土利用計画岩手県計画のところで「低炭素循環自然共生」と報告したスライドもありましたが、具体的に県で、例えば外部から意見を聴取するような仕組みは今あるのでしょうか。これは、県のエネルギー政策とかになるので、若干、当審議会の趣旨とは違ってきますが、本当に重要な問題提起でございますので、今御指摘のあがった事項について審議する審議会等が設置されているのであれば、積極的に議論を進めていただきたいと思います。このように考えております。

[事務局]（環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長）

今の会長のご発言に、事務局からコメントさせていただいてよろしいでしょうか。

[倉島会長]

はい。お願いします。

[事務局]（佐々木技監）

はい。御意見ありがとうございます。委員御指摘の通りで、メガソーラーは使用期限が切れたときの対策は非常に重要だと考えております。メガソーラーなどの規模要件の大きい案件の認可は、経済産業省になりますので、県が関わっていない部分もございます。我々としても、放置の問題や使用期限が切れて様々な障害が発生することが想定されるので、かなり前から国に対して、解決に向けた施策を要望しております。例を申しますと一つは、我々が自動車や家電を廃棄する際にはリサイクルすることが義務付けられている法律があります。同様に、廃棄される太陽光発電はリサイクルすることを義務付ける法律を作っていただきたいと思いますことをかなり前から国に対して要望してきております。現状としますと、規模要件はあるのですが、メガソーラーの事業者は廃棄する分について資金を積み立てしなくてはならない制度が出来ました。ただ、積み立てた資金をどう活用していくのか、利用実態は経済産業省サイドの話となりますので、その辺りについて県からも意見を述べたいと思っております。あともう一つが、実際に積み立てた資金はあるがリサイクルに使用されるのかとの観点もございます。太陽光発電のパネル部分はガラスで、他に基盤を中心に金属を含めた素材が使われておりますので、リサイクルは多岐にわたります。リサイクルについても全国各地で様々な手法が開発検討されており、県内でも、ガラスはガラスとして、基板は基盤として素材ごとに分けてリサイクルすることが技術開発されております。その素材ごとに分別して処理工場に行くところまでは確立されております。ただ、国の方で明確な法制度のもとでリサイクルが回っていくことが必要だと考えておりますので、引き続き国に対して制度化を要望してまいります。以上でございます。

[倉島会長]

お願いいたします。吉田委員、ただ今の質問ですが、事務局からの回答でよろしいですか。

〔吉田委員〕

はい。リサイクルに関しては、私もお聞きしておりました。ただ、有害物質を含む太陽光パネルについては結構有名なお話で、そのメーカーも、実際その情報を開示しないので、廃棄業者もどう廃棄していいかわからないとの問題も別にあるようですので、その辺については、懸念しておりました。因みに、岩手県には現在、廃棄パネル等を埋め立てる産業廃棄物処理場はないとの認識でよろしいでしょうか。

〔事務局〕（佐々木技監）

一言で言うと「ない」となります。正確にはあるのですが、極端に言うと廃棄パネル等で埋まってしまう。恐らく、2035年以降では太陽光パネルの耐用年数が20年を超過したものが急激に廃棄されてくると想定しております。耐用年数を超えた太陽光パネルを単純に埋め立ててしまうと、県の出資法人が関与している「クリーンいわて事業団」の最終処分場しかなくなってしまう。これは、最終処分場がすぐ埋まってしまうことが容易に想定できるので、そうなる前に現時点からパネル廃棄に関するリサイクルや法制度、事業者側からも廃棄・リサイクルする数値を報告するなどの仕組みを整えていただくことが必要と考えております。引き続きその辺は、経済産業省で対応していただくように要望していきたいと考えております。

〔倉島会長〕

はい。ありがとうございます。御指摘の通り岩手県の自然は非常に重要な財産でございますので、各セクションで要望を続けていただければと思っております。他に御質問等、いかがでしょうか。

〔及川委員〕

すみません。質問よろしいでしょうか。

〔事務局〕（環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長）

リモートで御参加の及川委員より御質問になります。よろしくお願いたします。

〔及川委員〕

及川と申します。私「都市分野」からの参加ですが、その視点から1つ気になった案件があります。整理番号9の花巻市森林地域の太陽光発電施設の案件ですが、景観の視点ですね、岩手県も先ほどの説明で県土利用に関する基本方針の中で「美しい景観を守り活かしていく」と記載されています。岩手県でも景観計画が策定されていると思いますが。そこで、今回の案件のように太陽光発電施設の景観への制限は今把握していないのですが、スライド写真を見ると、景観として結構なインパクトはあるなと思いました。スライド写真では、太陽光発電施設の裏には森林公園もあるようで、多くの方が利用される場所なのかなと思いつつ、景観に対するインパクトと開発の関係性といいますか、周辺景観への配慮がどのような形で審査されているのか、確認させていただければと思います。いかがでしょうか。

〔事務局〕（環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長）

はい、ありがとうございます。では、開発許可の段階で、景観を含む環境保全の審査をどのように

実施しているか、担当課に回答をお願いしたいと思います。

[事務局] (農林水産部 森林保全課 林技術主幹兼保全・治山林道担当課長)

はい。林地開発を担当しております、森林保全課の林と申します。林地開発では、許可するにあたり4つの項目がございまして、4つの許可基準が確保されているか又は守られているかの視点で審査し、許可を出すことになっております。4つの項目は「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」となり、各種詳細基準を定めまして審査しております。その中で、造成地の周辺に森林を残すこと。残置森林と呼ばれるものですが、事業地周辺に25%以上の森林を残すといった基準での審査はございますが、景観の視点での審査項目はございません。当方としては、周辺に森林を残すという形で、景観の配慮について確認しているところでございます。以上でございます。

[事務局] (環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長)

1点、事務局から追加補足をさせていただきます。森林法の許可の中でのお話がございました。その通りでございます。また、あわせて冒頭に御説明しました環境影響評価制度の中におきましては、一定規模以上の事業に限られますけれども、各景観への影響というのは一つの大きな評価項目になっておりまして、そのアセスメント手続きを通じて景観への影響できるだけ回避低減できるような、事業にすることを求めているところでございます。また、この事業のようにアセスメントの対象にならない、比較的小さな規模につきましては、法律の枠組みではございませんが、環境省で出しております「太陽光発電についての環境配慮ガイドライン」がございまして、こちらの中でも、景観への影響の配慮は重要な項目の一つになっております。県の方では、アセスメントの手続きを適正に進める一方で、その対象とならない事業に対してはこのガイドラインの適用遵守を求めているところでございますので、引き続き、こういった事業に対してはそのような対応をしていくのが当面の対応かなと考えております。以上になります。

[倉島会長]

はい。ありがとうございます。及川委員いかがでしょうか。

[及川委員]

手続的では問題ないとのことでは理解しましたが、何とかしないといけないと感じました。

[倉島会長]

はい。ありがとうございます。例えば河川改修等で、堤防をあげる手法などがよく使われますが、その時も必ず景観の問題は発生します。または申請段階において、環境面など考慮します。このような場合、地域住民の方との意見交換はかなり入念に実施している印象を受けます。県土整備部の仕事をみると特に感じますが、今回、及川委員から御指摘をいただいたケースでは、地域住民との意見交換を行うような制度はあるのでしょうか。

[事務局] (農林水産部 森林保全課 林技術主幹兼保全・治山林道担当課長)

林地開発では地元の同意は絶対条件ではございません。一方で、申請書を提出していただく段階で、地元との調整を図るように、住民説明会の開催等について指導し、その結果を書面で残して、許可申

請書に添付するように指導をしております。現在は、そういった指導で事前に添付してくる申請者もごさいますが、中には申請書に添付されていない方もごさいますので、そういった方々に対して、先ほどの趣旨の地元説明会の開催や、地元住民等との調整をするように指導をしておりますので、今後も継続的な指導に努めていきたいと考えております。

【倉島会長】

ありがとうございます。地元住民にとっては、重要な問題だと思いますので、引き続き検討よろしくお願いたします。

その他、いかがでしょうか。他に質問等がなければ、本日の諮問案件である「岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更」について、幾つか宿題事項がごさいますが、審議会として原案を適当と認める旨、知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

ありがとうございます。それでは原案を適当と認める旨、知事に答申することといたします。

(4) その他

【倉島会長】

議題のその他ですが、事務局から何かありますか。

【事務局】

特にございません。

【倉島会長】

その他、よろしいでしょうか。では、進行を事務局にお返しします。御協力ありがとうございました。

4 その他

【事務局】（環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長）

倉島会長、議事の進行ありがとうございました。続いて次第の4、その他でございします。事務局の方からは特にございませんが、委員の皆様から何かございしますか。リモートで御参加の皆様からも、ございませんでしょうか。

5 閉会

【事務局】（環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長）

特にないようでございします。本審議会を閉会するに当たりまして、技監の佐々木から御挨拶申し上げます。

【事務局】（佐々木技監）

本日は御意見、御審議ありがとうございました。特に本審議会での議論のあり方などを御意見いた

できました。このことについては、今後検討させていただきたいと思いますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。以上でございます。

【事務局】（環境保全課 阿部環境影響評価・土地利用担当課長）

それでは以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。たいへんお疲れ様でした。ありがとうございました。

以上、相違ないことを認め、署名捺印します。

会議録署名委員

及川一輝



会議録署名委員

木幡英雄

